

障害者総合支援法
障害福祉サービス支給決定基準

平成18年8月制定
平成26年4月改定

富士市障害福祉課

1. 概要

① 障害者総合支援法での障害福祉サービスを受ける場合

申請



調査



障害支援
区分の認定



サービス等
利用計画案
の提出



支給要否
決定等



支給基準

第 22 条 1

「支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない。」

第 22 条 2

「……障害支援区分の認定及び支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、……当該申請に係る障害者又は障害児の保護者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査させるものとする。」

第 21 条

「市町村は、……、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。」

第 21 条 4 及び 5

「市町村は、……、障害者又は障害児の保護者に対し、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。」

「……障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。」

第 22 条 1

「市町村は、……の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定を行うものとする。」

第 22 条 7

「市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量を定めなければならない。」

【障害児】

ア. 居宅介護、短期入所の申請があった場合

80項目（障害者の認定調査項目）の調査に代え、5領域10項目の調査【別紙2】を行い支給の要否及び支給量の決定

- （区分A）①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ある」が1項目以上
- （区分B）①～④の項目のうち「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ときどきある」が1項目以上
- （区分C）区分A又はBに該当しない児童で、①～④の項目のうち「全介助」又は「一部介助」が1項目以上

イ. 行動援護の申請があった場合

12項目の調査等【別紙1】を行い、障害者の場合と同様、10点以上が対象となる。

ウ. 重度障害者等包括支援（概ね15歳以上）の申請があった場合

80項目（障害者の認定調査項目）の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となるかどうか意見を聞き、支給決定をする。

エ. 重度訪問介護（概ね15歳以上）の申請があった場合

児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障害者とみなし、障害者の手続きに沿って支給の要否を決定する。

② 障害支援区分や支給決定基準の必要性

- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害支援区分)を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化し、行政の説明責任の明確化
- 公平公正な支給量の決定

③ 支給決定基準の考え方

国より居宅介護等の国庫負担基準が示され、各市町村に対し、各国庫負担基準額に支援区分ごとのサービス利用者数を乗じて得た額を上限として国庫負担を行うとされている。

また、新たな基準、報酬の体系についての考え方が示され、地域生活を支える訪問系サービスについては、利用者の実態に応じた支援を行うという観点から、サービスの提供形態に応じ、短時間での集中的なサービス提供（身体介護、家事援助）と長時間滞在してのサービス提供（重度訪問介護、重度障害者等包括支援）に再編し、特に重度の障害者に配慮した報酬設定となっている。

この国庫負担基準額と新体系の報酬単価を考慮して支給基準を設定することとした。

しかし、個々の障害者の心身状況や社会活動や介護者、居住等の状況に応じた支給量を定める必要があることから、これまでの支給量を参考にした支給基準を定めることとする。

一方、支給決定基準を適用して支給量を定めることが適当でないと判断される場合（非定型の支給）が想定されることから、支給基準と乖離するサービス量の支給が必要となる場合については、市町村審査会の意見を聴いたうえで支給決定を行うこととする。

2 支給決定基準 (数値単位：単位)

① 居宅介護

対象者：障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する。

1.<在宅で生活する者>

| 区分 | 単位 | 基準時間数 (参考) | | |
|-----|--------|------------|--------|-----|
| | | 家事援助のみ | 身体介護のみ | |
| 区分1 | 4,000 | 2 1 | 1 0 | |
| 区分2 | 6,000 | 3 1 | 1 5 | |
| 区分3 | 8,000 | 4 1 | 2 0 | |
| 区分4 | 12,500 | 6 4 | 3 1 | |
| 区分5 | 20,000 | 1 0 3 | 5 0 | |
| 区分6 | 30,000 | 1 5 4 | 7 5 | |
| 障害児 | A | 12,000 | 6 2 | 3 0 |
| | B | 10,000 | 5 1 | 2 5 |
| | C | 8,600 | 4 4 | 2 1 |

2.<在宅で生活する者のうち、生活介護等利用者>

生活介護等利用者とは：生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センターを利用している者

| 区分 | 単位 | 基準時間数 (参考) | |
|-----|--------|------------|--------|
| | | 家事援助のみ | 身体介護のみ |
| 区分6 | 26,000 | 1 3 3 | 6 5 |

※区分1～区分5及び障害児は、上記1と同じ

3.<共同生活援助(介護サービス包括型)利用者で経過的給付の場合>

| 区分 | 単位 | 基準時間数 (参考) | |
|-----|--------|------------|--------|
| | | 家事援助のみ | 身体介護のみ |
| 区分2 | 3,000 | 1 5 | 7 |
| 区分3 | 5,000 | 2 6 | 1 2 |
| 区分4 | 6,000 | 3 1 | 1 5 |
| 区分5 | 8,500 | 4 4 | 2 1 |
| 区分6 | 13,000 | 6 7 | 3 2 |

通院介助(身体介護を伴う)の対象者の判断基準：身体介護

○障害支援区分2以上である者

○障害支援区分認定調査項目で、①～⑤のいずれか一つ以上認定されている者

①「歩行」：できない

②「移乗」：見守り等、一部介助、全介助

③「排尿」：見守り等、一部介助、全介助

④「排便」：見守り等、一部介助、全介助

⑤「移動」：見守り等、一部介助、全介助

通院介助（身体介護を伴わない）の対象者の判断基準：家事援助

○身体介護対象者以外の者

通院等乗降介助の判断基準：

○自らの運転する車両への乗車又は降車の介助

○乗車前若しくは降車後の屋外における移動等の介助

○通院先での受診等の手続き、移動等の介助

② 行動援護

対象者：知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する

※障害支援区分が区分3（要介護2程度）以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者【別紙1】

1.<在宅で生活する者>

| 区分 | 単位 | 基準時間数（参考） | |
|-------------|--------|-----------|-----|
| 区分3 | 14,000 | 3 5 | |
| 区分4 | 20,000 | 5 0 | |
| 区分5 | 23,900 | 6 0 | |
| 区分6 | 31,900 | 8 0 | |
| 障 害 児 | A | 20,000 | 5 0 |
| | B | 18,000 | 4 5 |
| | C | 16,000 | 4 0 |

2.<在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者>

(1) 介護保険対象者

| 区 分 | 単位 | 基準時間数（参考） |
|---------|-------|-----------|
| 区分3～区分6 | 8,100 | 2 0 |

(2) 生活介護等利用者

| 区分 | 単位 | 基準時間数(参考) | |
|-------------|--------|-----------|-----|
| 区分3 | 10,100 | 2 5 | |
| 区分4 | 14,000 | 3 5 | |
| 区分5 | 18,000 | 4 5 | |
| 区分6 | 20,000 | 5 0 | |
| 障 害 児 | A | 20,000 | 5 0 |
| | B | 18,000 | 4 5 |
| | C | 16,000 | 4 0 |

3.<共同生活援助（介護サービス包括型）利用者>

| 区 分 | 単位 | 基準時間数（参考） |
|---------|-------|-----------|
| 区分3～区分6 | 2,100 | 5 |

4.<共同生活援助（介護サービス包括型）利用者で経過的給付の場合>

(1) 介護保険対象者以外

| 区分 | 単位 | 基準時間数（参考） |
|-----|---------------|-----------|
| 区分3 | 5,700 | 1 4 |
| 区分4 | 6,600 | 1 7 |
| 区分5 | 8,500 | 2 1 |
| 区分6 | 11,700 | 2 9 |

(2) 介護保険対象者

| 区 分 | 単位 | 基準時間数（参考） |
|---------|--------------|-----------|
| 区分3～区分6 | 2,100 | 5 |

③ 重度訪問介護

対象者：重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者または知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

※重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者で下記のいずれにも該当する者

- ・二肢以上の麻痺があること
- ・障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

※知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で下記に該当する者
障害支援区分が区分4以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者【別紙1】

1.<在宅で生活する者>

| 区 分 | 右記以外の者 | | 重度障害者等 | |
|-----|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | 単位 | 基準時間数(参考) | 単位 | 基準時間数(参考) |
| 区分4 | 25,000 | 1 3 8 | 29,000 | 1 6 0 |
| 区分5 | 31,000 | 1 7 1 | 36,000 | 1 9 9 |
| 区分6 | 44,000 | 2 4 3 | 51,000 | 2 8 2 |

2.<在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者>

(1) 介護保険対象者

| 区 分 | 単 位 | 基準時間数(参考) |
|--------|---------------|-----------|
| 区分4・5 | 14,000 | 77 |
| 区分6 | 15,000 | 83 |
| 重度障害者等 | 16,000 | 88 |

(2) 生活介護等利用者

| 区 分 | 右記以外の者 | | 重度障害者等 | |
|-----|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | 単 位 | 基準時間数(参考) | 単 位 | 基準時間数(参考) |
| 区分4 | 14,000 | 77 | 16,000 | 88 |
| 区分5 | 18,000 | 99 | 21,000 | 116 |
| 区分6 | 26,000 | 144 | 28,000 | 155 |

3.<共同生活援助(介護サービス包括型)利用者>

| 区 分 | 単 位 | 基準時間数(参考) |
|--------|--------------|-----------|
| 区分4・5 | 3,700 | 20 |
| 区分6 | 3,800 | 21 |
| 重度障害者等 | 4,200 | 23 |

4.<共同生活援助(介護サービス包括型)利用者で経過的給付の場合>

(1) 介護保険対象者以外

| 区 分 | 右記以外の者 | | 重度障害者等 | |
|-----|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | 単 位 | 基準時間数(参考) | 単 位 | 基準時間数(参考) |
| 区分4 | 9,000 | 50 | 10,300 | 57 |
| 区分5 | 11,000 | 61 | 12,700 | 70 |
| 区分6 | 18,000 | 99 | 19,200 | 106 |

(2) 介護保険対象者

| 区 分 | 単 位 | 基準時間数(参考) |
|--------|--------------|-----------|
| 区分4・5 | 3,700 | 20 |
| 区分6 | 3,800 | 21 |
| 重度障害者等 | 4,200 | 23 |

④ 重度障害者等包括支援

対象者：常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供すること

※障害支援区分が区分6（要介護5程度）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下に掲げる者

1. 重度訪問看護の対象であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者
 - ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
 - イ) 最重度知的障害者
2. 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者

※支援事業者の要件

1. 指定事業者で、かつ、24時間体制ができる
2. サービス管理責任者の配置がある
3. 週単位の個別支援計画を作成し、定期的にサービス担当者会議が開催できる

1.<在宅で生活する者>

| 単位 | 基準時間数（参考） |
|--------|-----------|
| 83,300 | 420 |

2.<在宅で生活する者のうち、介護保険対象者>

| 単位 | 基準時間数（参考） |
|--------|-----------|
| 33,700 | 170 |

⑤ 短期入所（ショートステイ）

対象者：自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

| 区分 | 希望量 | 最大支給量 |
|-----|-----------|-----------|
| 区分1 | 7日未満 | 7日 |
| ～ | 7日以上15日未満 | 本人の希望する日数 |
| 区分6 | 15日以上 | 特例（※） |

※「特例」の考え方

1. 家族の急な疾病その他やむを得ない事由により、14日を越えた短期入所の必要性が生じた場合。（家族の疾病に関する診断書その他の資料により、支給量の変更申請を行い、当該事由が消滅した時点で、職権により旧の支給量に服するものとする。）
2. 利用調整に要する期間その他施設入所が可能となるまでの期間、家族等の状況からやむを得ず短期入所による支援が必要であると富士市が認めた場合

3 支給量の調整

① 支給量調整のための勘案事項

本人の状況や介護状況等について、下記の表を参考に詳細に把握する。

(認定調査の概況調査で必要な内容が把握している場合は、概況調査を参考とする。)

| 勘案事項 | 調査項目 | 選択項目 |
|----------|--|--|
| 地域生活関連 | <ul style="list-style-type: none"> 外出の頻度、状況 社会活動の参加の状況 通所、通院の状況 | <ol style="list-style-type: none"> 月 1 日未満 月 1～3 日 週 1・2 日 週 3・4 日 週 5 日以上 |
| 就労関連 | <ul style="list-style-type: none"> 就労状況 | <ol style="list-style-type: none"> 一般就労・常勤 一般就労・非常勤 パート・アルバイト 未就労・就労経験あり 未就労・就労経験なし |
| 日中活動関連 | <ul style="list-style-type: none"> 日中の主な活動の場所 | <ol style="list-style-type: none"> 入所・入院 ケアホーム・グループホーム 自宅・週 4 日以上通所・通院 自宅・週 3 日以内通所・通院 自宅 |
| 介護者関連 | <ul style="list-style-type: none"> 介護者の有無 | <ol style="list-style-type: none"> あり なし |
| | <ul style="list-style-type: none"> 介護者の年齢 | <ol style="list-style-type: none"> 18 歳以上 65 歳未満 18 歳未満及び 65 歳以上 65 歳以上で介護保険適用者 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 介護者の在宅時間 | <ol style="list-style-type: none"> 18 時間以上 12 時間以上 18 時間未満 12 時間未満 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 介護者の健康状況 | <ol style="list-style-type: none"> 良好 やや不良 不良 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 利用者以外の同居障害者等 | <ol style="list-style-type: none"> あり なし |
| 居住関連 | <ul style="list-style-type: none"> 生活の場所 | <ol style="list-style-type: none"> 入所・入院 ケアホーム・グループホーム 自宅・週 4 日以上通所・通院 自宅・週 3 日以内通所・通院 自宅 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 居住環境 | <ol style="list-style-type: none"> バリアフリー 概ねバリアフリー 一部バリアフリー 未バリアフリー 階段・段差多い |
| サービス利用状況 | <ul style="list-style-type: none"> 受けているサービス内容 | <ol style="list-style-type: none"> 月 1 日未満 月 1～3 日 週 1・2 日 週 3・4 日 週 5 日以上 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 障害の状況 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳・障害年金の等級 |

② サービスに係る支給量の調整

- 調整の範囲は、支給決定基準に対して50%までとする。
- 支給量調整のための勘案事項の介護者関連項目からポイントを算出し、そのポイントにより支給量の調整を行い、基準支給量を設定する。

ア. ポイントは、調査項目(ア～オ)ごとに該当する項目の数値を積算して算出する。

| 調査項目 | | 選択肢 | |
|------|--------------|---------------|-------|
| ア | 介護者の有無 | あり | 1 |
| | | なし | 0 |
| イ | 介護者の年齢 | 18歳以上 65歳未満 | × 1 |
| | | 18歳未満及び65歳以上 | × 0.8 |
| | | 12時間未満 | × 0.5 |
| ウ | 介護者の在宅時間 | 18時間以上 | × 1 |
| | | 12時間以上 18時間未満 | × 0.8 |
| | | 12時間未満 | × 0.5 |
| エ | 介護者の健康状況 | 良好 | × 1 |
| | | やや不良 | × 0.8 |
| | | 不良 | × 0.5 |
| オ | 利用者以外の同居障害者等 | なし | × 1 |
| | | あり | × 0.5 |

イ. サービスに係る支給量の調整率

アにより算出されたポイントに基づき、A、B、Cの3区分に分け、支給量に対して、Aは150%、Bは120%、Cは100%の支給量の調整を行う。

| 区分 | 算定ポイント | 調整率 | 家事・介護能力の判定 |
|----|-----------|---------|--|
| A | 0.48未満 | 支給量×1.5 | 障害者単身世帯又は介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力にかける者 |
| B | 0.48以上1未満 | 支給量×1.2 | 介護者が障害、疾病、高齢、就労等により、日常の家事及び介護の能力にかける者 |
| C | 1以上 | 支給量×1 | 介護者が日常の家事及び介護の能力に問題がない者 |

ウ. 一時的に基準額を超えるサービス提供

介護者の病気等による入院や、支給量が不足する場合など、支援の必要性があると認められた場合は、地域生活関連の調査項目等を勘案した上で基準支給量を超えて必要量を支給決定することができる。

この場合の支給決定は2ヶ月を超えない期間とする。

なお、その間に緊急やむを得ず支給決定が必要とされる場合には、特例介護給付費の対象とする。

③ 支給決定基準と乖離する支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）

個々の障害のある人の事情に応じ、支給決定基準と乖離する支給決定を行う必要がある場合に、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定基準を作成した理由を附して審査会等へ意見を聴くことができる。

ア. 「非定型」の判断基準

サービス利用希望が市の定める支給決定基準と乖離するものであって、市又は相談支援事業者がサービス等利用計画の作成にあたり、2ヶ月を超えて引き続きサービス利用が必要であると認める者。

○ 「非定型」の判断材料

- ・ サービス等利用計画及び過去3ヶ月間のサービス利用状況
- ・ 補装具及び日常生活用具交付状況、移動支援等利用状況
- ・ 住宅のバリアフリーの整備状況
- ・ 世帯構成
- ・ 医療機関や児童相談所等専門機関の意見（心身の状態の変化により判断されるもの）

イ. 審査会等での検討

審査会は、市より「非定型」としての支給決定に対して、その要否について意見を求められた場合は、下記の資料や当該支給要否決定に係る障害のある人、その家族、医師その他関係者の関係者の意見を聴いて意見を述べることとなっており、市は審査会等の意見を踏まえ支給決定を行う。

○ 支給要否決定にあたり審査会で必要とされる資料等

- ・ 支給決定基準
- ・ 支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由・当該支給要否決定にかかる障害のある人、その家族、医師その他の関係者の意見

ウ. 経過措置

平成18年10月からの支給決定に当たって、「非定型」の支給決定を行う必要がある場合、既に支給決定案の支給量と同量のサービスを利用している者については、経過措置として、審査会に諮ることなく、従来の決定量を持って決定を行うことも可能とする。

ただし、新たにサービス量の増を希望する者についてはこの限りではない。

参考資料

I 国庫負担基準額 (数値単位：単位)

① 居宅介護

1. <在宅で生活する者>

| | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
| 2,680 | 3,470 | 5,100 | 9,590 | 15,350 | 22,080 | 8,620 |

2. <在宅で生活する者のうち、生活介護等利用者>

| |
|--------|
| 区分6 |
| 19,440 |

※区分1～5及び障害児については、上記1の単位と同じ

3. <共同生活援助（介護サービス包括型）利用者で経過的給付の場合>

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
| 1,400 | 3,690 | 4,660 | 6,510 | 9,760 |

② 行動援護

1. <在宅で生活する者>

| | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
| 12,540 | 16,890 | 22,450 | 29,170 | 15,940 |

2. <在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者>

(1) 介護保険対象者

| | |
|---------|-------|
| 区分3～区分6 | 7,490 |
|---------|-------|

(2) 生活介護等利用者

| | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 |
| 9,560 | 12,450 | 15,810 | 19,050 | 15,940 |

3. <共同生活援助（介護サービス包括型）利用者>

| | |
|---------|-------|
| 区分3～区分6 | 2,060 |
|---------|-------|

※介護保険対象者及び生活介護等利用者も同単位

4. <共同生活援助（介護サービス包括型）利用者で経過的給付の場合>

(1) 介護保険対象者以外

| | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
| 5,640 | 6,590 | 8,440 | 11,630 |

(2) 介護保険対象者

| | |
|---------|-------|
| 区分3～区分6 | 2,060 |
|---------|-------|

③ 重度訪問介護

1. <在宅で生活する者>

| 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|--------|--------|--------|
| 24,810 | 31,110 | 44,070 |

2. <在宅で生活する者のうち、介護保険対象者及び生活介護等利用者>

(1) 介護保険対象者

| | |
|---------|--------|
| 区分4～区分6 | 13,560 |
|---------|--------|

(2) 生活介護等利用者

| 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|--------|--------|--------|
| 13,940 | 17,840 | 24,490 |

3. <共同生活援助（介護サービス包括型）利用者>

| | |
|---------|-------|
| 区分4～区分6 | 3,660 |
|---------|-------|

※介護保険対象者及び生活介護等利用者も同単位

4. <共同生活援助（介護サービス包括型）利用者で経過的給付の場合>

(1) 介護保険対象者以外

| 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|-------|--------|--------|
| 9,000 | 11,070 | 16,780 |

※生活介護等利用者も同単位

(2) 介護保険対象者

| | |
|---------|-------|
| 区分4～区分6 | 3,660 |
|---------|-------|

④ 重度障害者等包括支援

1. <在宅で生活する者>

| |
|--------|
| 83,040 |
|--------|

2. <在宅で生活する者のうち、介護保険対象者>

| |
|--------|
| 32,960 |
|--------|

II 新体系報酬単価・丙地 (数値単位：単位)

利用時間に対する単位設定となっている。

訪問系サービスの報酬 (参考)

| サービス名 利用時間 | 居宅介護 | | 行動援護 | 重度訪問介護 | 重度障害者等 包括支援 |
|----------------------------|------|------|------|--------|----------------|
| | 家事援助 | 身体介護 | | | |
| 30分以上 1時間未満 | 195 | | 398 | | |
| 45分以上 1時間未満 | | 402 | | | |
| 1時間未満 | | | | 181 | |
| 4時間につき (1日に12時間を越えない範囲) | | | | | 793 |

サービス内容に適した報酬基準の考え方

- ・短時間に集中的な提供：家事援助、身体介護、行動援護
- ・長時間の滞在による提供：重度訪問介護、重度障害者等包括支援

【別紙 1】

行動関連項目と障害支援区分との関係

| 行動関連項目 | 0 点 | | | 1 点 | 2 点 |
|---------------------|--------------|-----------|-------------|--|---|
| ① 3-3 コミュニケーション | 1.日常生活に支障がない | | | 2.特定の者であればコミュニケーションできる 3.会話以外の方法でコミュニケーションできる | 4.独自の方法でコミュニケーションできる 5.コミュニケーションできない |
| ② 3-4 説明の理解 | 1.理解できる | | | 2.理解できない | 3.理解できているか判断できない |
| ③ 4-6 異食行動 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ④ 4-19 多動・行動の停止 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑤ 4-20 不安定な行動 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑥ 4-21 自らを傷つける行為 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑦ 4-22 他人を傷つける行為 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑧ 4-23 不適切な行為 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑨ 4-7 大声・奇声を出す | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑩ 4-24 突発的な行動 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑪ 4-25 過食・反すう等 | 1.支援が不要 | 2.希に支援が必要 | 3.月に1回支援が必要 | 4.週に1回以上の支援が必要 | 5.ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要 |
| ⑫ てんかん | 1.年に1回以上 | | | 2.月に1回以上 | 3.週に1回以上 |

【別紙 2】

障害児の調査項目（5領域10項目）

| | 項目 | 区分 | 判断基準 |
|---|--------------------|----------------|---|
| ① | 食事 | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。 |
| ② | 排せつ | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。 |
| ③ | 入浴 | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。 |
| ④ | 移動 | ・全介助 ・一部介助 | 全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。 |
| ⑤ | 行動障害 及び 精神症状 | ・ある ・ときどきある | ほぼ毎日ある。 週1・2回程度以上ある (1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動。 (2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動。 (3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。 (4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 (5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 (6) 他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる。 |

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。